

# 平成26年度前期分授業料免除の実施について

学生各位

平成26年度前期分授業料免除について、以下のとおり実施します。

## 1. 申請書類の取得方法・提出期限等

|       |  |
|-------|--|
| 配付開始日 | 平成26年2月3日（月）   |
| 取得方法  | 北海道大学ホームページからダウンロードし、印刷の上、使用してください。<br>○ トップ>学生生活>入学科・授業料（各種手続き・証明書）>新着情報<br>※外国人留学生は申請書類が異なるので、所属学部・研究科（学院）等の窓口で確認してください。   |
| 提出期限  | <b>平成26年3月31日（月）【期限厳守】</b><br>【平成26年度学部新入生（※）については平成26年4月7日（月）】<br>※ 総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む   |
| 提出場所  | 学部1年生（※）・水産学部2年生・平成26年度学部新入生（※）<br>→ 高等教育推進機構④番窓口（学務部学生支援課奨学支援担当）<br>学部2年生以上（水産学部2年生を除く）、学部編入学生及び大学院生<br>→ 所属学部・研究科（学院）等の授業料免除担当窓口<br>※ 総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む<br><br>上記窓口へ提出が難しい場合は担当窓口へご相談ください。 |

## 2. 申請に係る補足事項

- 今回は前期分授業料免除に係る申請です。（申請期区分が「前期」又は「前後期一括」）
- 次の者は「前後期一括申請」ができません。
  - ・ 前期申請時（4月1日）以降に家族状況、家計状況、通学区分等の変更が見込まれる場合
  - ・ 10月入学者（年度途中で在籍課程が変更する場合があるため）
  - ・ 9月若しくは12月修了予定の場合（年度の途中で修了予定の者）
  - ・ 年度内に休学、退学を予定している場合
  - ・ 前年10月～3月に退職金、保険金等の臨時所得があった場合
- 「前後期一括」申請は前期分と併せて後期分を申請し、後期分の申請書類の提出を省略するものです。前期申請時（4月1日）以降に家族状況、修学状況、家計状況、通学区分等に変更が生じた場合には、後期に申請書を再提出する必要があります。また、授業料免除の判定は、各期で行いますので、前期と後期の判定結果が異なる場合があります。

## 3. 決定

- 申請者（学生）への判定結果に係る連絡等については、7月上旬に掲示及びホームページ掲載（トップ>学生生活>入学科・授業料（各種手続き・証明書）>新着情報）により行いますので、申請者は掲示等を確認し、必ず所属学部・研究科（学院）等の担当窓口で決定通知を受け取ってください。  
※ 決定通知を申請者及び保護者へ郵送することはありません。
- 平成26年度学部新入生（総合入試・学部別入試のいずれの入学者も含む）及び水産学部2年生（平成26年度現在）の決定通知については高等教育推進機構④番窓口、それ以外の学部学生及び大学院生については所属学部・研究科（学院）等の窓口で交付します。

## 4. その他

- 特殊事情による質問・相談については、高等教育推進機構④番窓口（学務部学生支援課）までお問い合わせください。（TEL011-706-7530）。
- 申請をした者は、授業料の納入が猶予されますので、決定があるまで授業料を納入しないでください。授業料の納入方法等については決定後にあらためて通知します。

平成26年2月3日 学務部学生支援課